

(別紙)

諮問番号：令和元年度諮問第10号

答申番号：令和元年度答申第8号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁は、生活保護法（以下「法」という。）第25条第1項及び第2項に定める調査を尽くしておらず、原処分には手続的瑕疵がある。また、法第15条に基づく医療扶助は、憲法第25条及び法第3条に基づく健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならず、これらに照らして社会通念上の合理性と客観性を考慮した場合、処分庁が、予防接種が「サービスの費用」であるという理由で、本件申請を却下することは社会通念上の客観性、公平性及び中立性が担保されておらず、行政権の裁量権の濫用と逸脱があり違法であるから、取り消されるべきである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 医療扶助の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によることとされているところ、麻疹風疹ワクチン接種は、国民健康保険で認められない「療養の給付と直接関係ないサービス等」に該当し、国民健康保険の適用とならないことから、当該ワクチン接種費用の支給の申請を却下したものであり、原処分は適法である。

(2) 請求人は、原処分が憲法第25条に違反する旨主張するが、法による保護（以下「保護」という。）は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しないため、請求人の主張は失当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び法の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正に行われたものであり、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 法において医療扶助の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及

び診療報酬の例によるとされているところ、麻疹風疹ワクチン接種は、医療保険の取扱いにおいて国民健康保険において認められない「療養の給付と直接関係ないサービス等」とされているため、処理基準において医療扶助により対応することはできないとされていることから、本件申請が医療扶助の支給要件に該当しないとした原処分に係る処分庁の判断に、違法又は不当な点はない。

請求人は、原処分は憲法第25条の理念を考慮しておらず、裁量権の逸脱がある旨主張するが、保護は、厚生労働大臣の定める基準により行うものとされており（法第8条第2項）、原処分は法令等に基づき適正に行われていると認められるから、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は、処分庁が法第25条第1項及び第2項に定める調査を尽くさずに行った原処分には手続的瑕疵がある旨主張するが、麻疹風疹ワクチンの接種が医療扶助の支給要件に該当しないことは明らかであり、処分庁が原処分を行うに当たり、同条に基づく調査を行う必要があったものとは認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年6月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるものであり、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術は、その対象とされている（法第15条第3号）。そして、医療扶助の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるとされ（法第52条第1項）、これによることのできないとき等は、厚生労働大臣の定めるところによることとされている（同条第2項）。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、健康保険で認められていない予防接種を医療扶助により対応することはできないこととされている。

なお、医療保険の取扱いにより、インフルエンザ等の予防接種は、社会保険医療とは別に提供されるものである「療養の給付と直接関係ないサービス等」とされている。さらに、法第52条第2項の規定による厚生労働大臣の告示においても、予防接種に係る診療方針及び診療報酬について特段の定めはない。

そこで、本件についてみると、請求人が保護の医療扶助を求める麻疹風疹ワ

ワクチンの接種は、「療養の給付と直接関係ないサービス等」として国民健康保険で認められておらず、また、法第52条第2項の規定による厚生労働大臣の告示においても当該ワクチンの接種についての定めはないから、当該ワクチンの接種が医療扶助の対象とならないことは明らかであり、原処分は、法令等の規定に従ったものであると認められる。

なお、請求人は、処分庁が原処分を行うに当たって、法第25条第1項及び第2項に定める調査を尽くしていないことをもって、原処分に手続的瑕疵がある旨主張するが、麻疹風疹ワクチンの接種が医療扶助の対象とならないことが明らかかな本件において、かかる主張は請求人独自の理論であって採用することはできない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子